

外国人児童生徒教育の現状、課題、展望——浜松市の事例を中心に

一橋大学社会学部 3年 藤浪海

1. はじめに

1980年代以降、特に1990年の改正入管法施行以降、日系人を中心とする外国人が急増した。彼らに関する諸課題と状況はそれ以降、現在までの短い年数の間に急激な変化を示してきた。日系人に関してみれば、移住主体は日系1世から日系2世、さらに日系3世へと変化し¹、さらに3世または2世の非日系配偶者である「定住者」と、14歳以下の子どもの数が増加した。また不況の煽りを受ける形で残業減や時給減、解雇の増加といった形で労働条件の悪化が顕著となった。特にリーマンショック以降については、ここで言及するまでも無く彼らに対する風当たりは非常に厳しいものとなっており、帰国するものも少なくなかった。

このように刻々と変化していく外国人の状況のなかでも、外国人の子ども²の教育は、近年問題が特に複雑化している分野の1つと言えるだろう。以前は主に日系ブラジル人や日系ペルー人が中心で、学年も低学年が多かった。しかしリーマンショックを経た現在ではフィリピン人の増加が目立ち、国籍の多様化が進行し、子どもたちの母語³も多様化している。日本への移住時は低学年だった子どもたちも成長し、問題は初等教育のみならず、中等・高等教育へ広がりを見せている。さらに日本生まれ日本育ちの外国人の子どもも増加し、一口に外国人と言っても、海外で一定期間生活してきた子どもと日本生まれ日本育ちの子どもは同じ状況にあるとはいえず、必要な支援のあり方も異なっている。

このように子どもたちの状況が変化しているなかで、各教育機関ではそれに対応しようと苦心し、多くの施策を実行してきた。しかし一方ではまだまだ改善を要すべき課題もあるようだ。

本稿はこのように変化し続ける外国人の子どもの教育について現在までに行われていた施策を考察するとともに、特にリーマンショック以降の変化に着目しながらその課題と展望を論ずるものである。特に浜松市に焦点を当てて外国人の子どもの教育を見ていくことにするが、浜松市特有の事情⁴もあるため、より広範な議論を展開するために同じく外国人

¹ こうした状況を「凝縮された移住サイクル」という（梶田ほか、2005）。

² 外国人の子どもで、小学校に通うものについては「外国人児童」、中学校に通うものについては「外国人生徒」、小学校中学校問わず学校に通うものについては「外国人児童生徒」、学校に通わない学齢期の子どもも含めた場合には「外国人の子ども」という表現に統一した。便宜上、海外にルーツを持っているが日本国籍を取得した者についても、本稿では外国人の枠に含めることとした。日本国籍を取得していない者に限定する場合は「外国籍児童生徒」「外国籍の子ども」などとした。なお「外国人登録者」は外国籍のもののみを指す。

³ 外国人の子どもが親と生活する中で身につけた外国語と、日本社会で生活する中で身につけた日本語、どちらが外国人の子どもにとって母語と言えるのかということには議論の余地があるが、本稿では外国人の親が話す言葉を外国人の子どもの母語とする。

⁴ 浜松市は他の外国人集住都市と異なる部分が多い。外国人集住都市会議に参加する都市の中では唯一の政令指定都市であり、人口規模も他の外国人集住都市と比べると格段に大きいものとなっている。そのため資金の大きさ、また事業実施規模の大きさは他市に比べずいぶん異なっている。また外国人が集住し

集住都市である三重県四日市市⁵、愛知県豊田市⁶、岐阜県美濃加茂市⁷の例も適宜取り上げながらこの問題について論ずることとしたい。そのため本稿を執筆するに当たっては、浜松市教育委員会や浜松外国人子ども教育支援協会、ムンド・デ・アレグリアなどに対するインタビューを実施したほか、四日市市教育委員会・豊田市国際課・豊田市教育委員会・豊田市国際交流協会・美濃加茂市多文化共生課・美濃加茂市教育委員会に対するインタビューも実施した。本稿ではこれらのインタビューによって得られた情報をもとに議論を展開する。

2. 浜松市の外国籍児童

静岡県の西部にある浜松市は全国でも有数の外国籍住民を抱える都市であり、2010年5月31日の時点では、28096人の外国人が生活している（HICE NEWS No.296）。そのうち14522人のブラジル人が最も多く、3236人の中国人、3068人のフィリピン人が後に続く。近年ではリーマンショック以降ブラジル人が減っており、グラフ1のように外国籍住民は全体として漸減傾向にあるが、ブラジル人に代わり中国人・フィリピン人の人口の伸びが著しい。

ているといっても市内に分散しており、豊田市や四日市市、美濃加茂市のように市内の特定の地域に集住しているというわけではない。

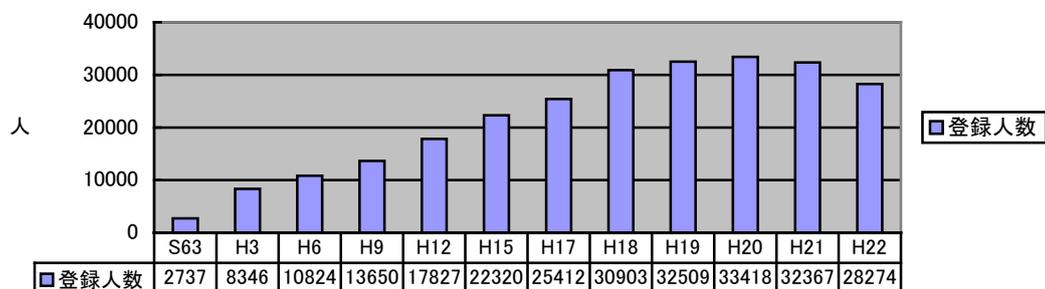
⁵ 外国人集住都市のひとつ。三重県北部に位置する。2010年4月1日の時点で外国籍住民は8939名、総人口の2.8%を占める（外国人集住都市会議 web ページ）。1990年代は市中心部（四日市駅・近鉄四日市駅周辺）にアジア系外国人が集住していたが、2000年代から笹川地区にある笹川団地に特に南米系外国人が多く集まるようになった。現在では笹川地区の小学校・中学校・幼稚園と中心部の小学校・中学校を外国人児童生徒受け入れ拠点校に指定し、外国人児童生徒の教育を行っている。また市内にはブラジル人学校1校が存在している。

⁶ 外国人集住都市のひとつ。愛知県北部に位置する。市内に自動車会社本社があり、多くの自動車関連会社が立地している。2010年4月1日の時点で外国籍住民は15130名で総人口の3.6%を占める（外国人集住都市会議 web ページ）。市北部の保見ヶ丘にある保見団地に日系人が集住している。保見ヶ丘にある2つの小学校は外国人生徒数が多く、そのうちの1つの小学校は2010年4月7日時点で全校生徒数196名のうち115名の外国人生徒を抱えており、全校生徒の59%を外国人生徒が占めている。市内には4校の南米系外国人学校が存在している。

⁷ 外国人集住都市のひとつ。岐阜県南部に位置する。2010年4月1日の時点で外国籍住民は5193名で総人口の9.4%を占める（外国人集住都市会議 web ページ）。この割合は都市のなかでは最も高い割合である。外国人は主に市南部の古井・太田地区に集住しており、市内の大手電機メーカーや隣接する可児市の工場などで働いている。ブラジル人は古井地区に多く、フィリピン人は太田・下米田地区に多い（美濃加茂市、2009）。市内には2校のブラジル人学校が存在する。

グラフ 1 浜松市の外国人登録者数の推移⁸

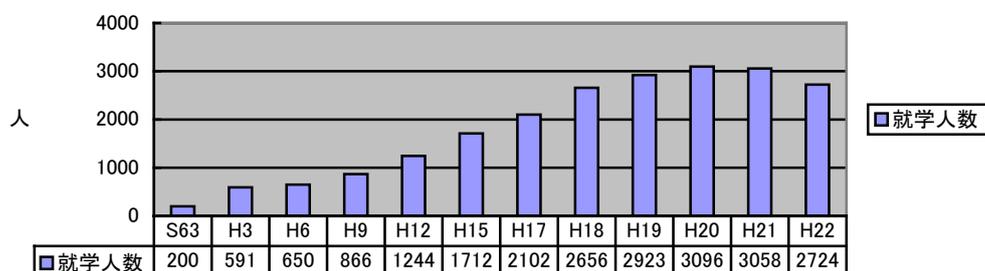
(出所 浜松市教育委員会、2010)



グラフ 2 は浜松市の義務教育相当年齢（満 6～満 14 歳）の外国人登録者数を表している。このグラフによれば平成 22 年度における義務教育相当年齢の外国人登録者数は 2724 人であるが、これがすなわち浜松市に住んでいる義務教育年齢相当の外国籍住民数とならないことには注意が必要だろう⁹。

グラフ 2 浜松市の義務教育相当年齢（満 6～満 14 歳）の外国人登録者数

(出所 浜松市教育委員会、2010)



グラフ 3 は公立小中学校の外国籍児童生徒数を示している。これによれば平成 22 年度の公立小中学校在学者数は 1503 人であるが、この 1503 人に外国人学校に通う 348 人を加えても 1851 人となり、登録者数 2724 人との差は 873 人となる。この 873 人が帰国したのか、他市へ移転したのか、はたまた不就学になってしまったのかは不明という状況である。

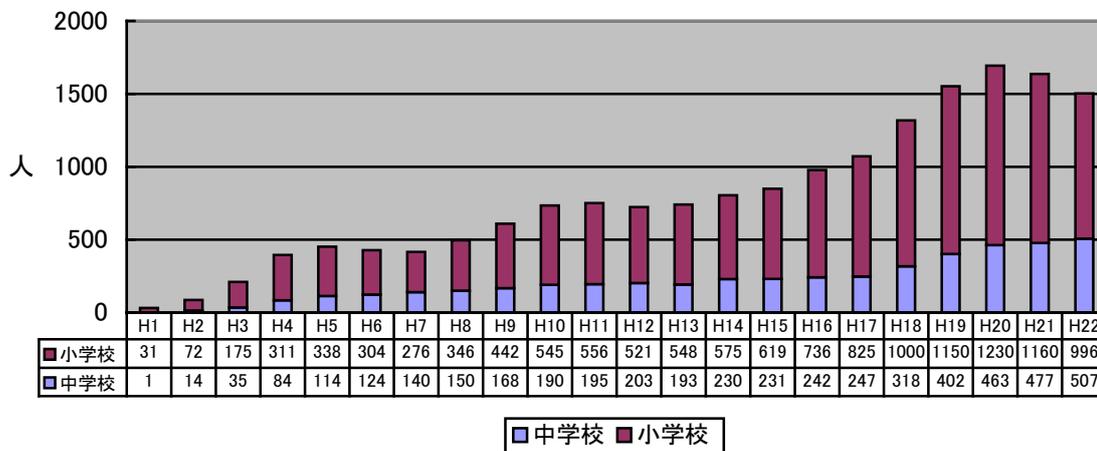
グラフ 3 で注目したいのは、全体としては外国籍児童生徒数が減っているものの中学校の外国籍児童生徒数は増加している点である。これは問題が初等教育から中等教育へとシフトしつつあることを示しているといえるだろう。

⁸ グラフ 1・2・3 の数値は、平成 17 年度以前は合併前の浜松市、平成 18 年度以降は合併後の浜松市のものである。

⁹ 登録人数と実際の住民数に差が生まれる理由は、外国人登録を残したまま帰国したり、他市へ移転したりする人、あるいは逆に他市に外国人登録を残したまま他市から移転してくる人がいるところにある。またこのことが不就学者を把握することの困難さにつながっている。

グラフ 3 公立小中学校外国籍児童生徒在籍数

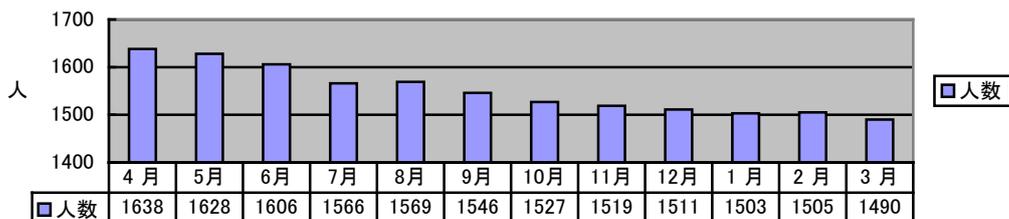
(出所 浜松市教育委員会、2010)



リーマンショック以降の人数の増減に関してさらに詳しく示したものがグラフ 4 になる。これは平成 21 年度の月別の公立小中学校の外国籍児童生徒在籍者数を表している。グラフ 4 によれば 1 年間で 150 人近くが浜松市内の小中学校から出て行ってしまっているが、特に 21 年度前半の減り方が著しく、それ以降は漸減状態にあることがわかる。これは現在では徐々にリーマンショック後の状態が落ち着きつつあることを示しているといえるだろう。

グラフ 4 平成 21 年度における外国籍児童生徒の月別在籍者数の推移

(出所 浜松市教育委員会、2010)

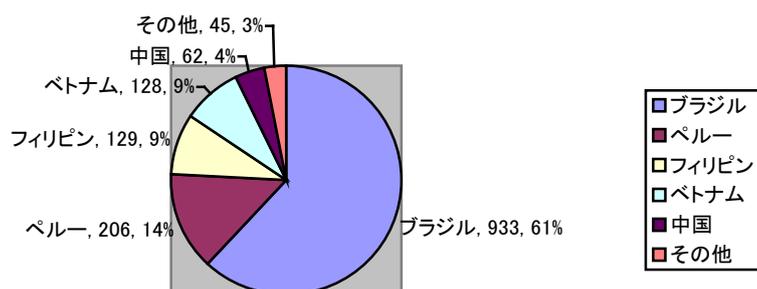


グラフ 5 は外国籍児童生徒の国籍別在籍数を示している。グラフ 5 からブラジル・ペルー国籍の子どもたちが圧倒的な人数を占めていることがわかる。ただしここで注意しなければならないのは国籍が外国だからといって、生まれも外国だとは限らないということである。特に南米からの外国人は滞在の長期化が顕著であり、そのために日本生まれ日本育ちの外国人が増える傾向にある。2010 年 4 月に浜松市立の小学校 1 年に入学した外国人児童生徒 143 人のうち、98 人 (68.5%) が日本生まれ日本育ちである。海外で一定期間過ごした後に来日した外国人の子どもと、日本生まれ日本育ちの外国人の子どもの抱える問題や必要な支援は異なっており、この点が一層外国人の子どもの教育を難しいものとしている。

また現在は南米系の者が多いが、先述したようにフィリピン人などアジア系が増えているというのもまた事実であり、今後母語・母文化の多様化に対応した教育支援が求められることになるだろう。

グラフ 5 国籍別小中学校在籍数（平成 22 年 4 月 30 日）

（出所 浜松市教育委員会、2010）

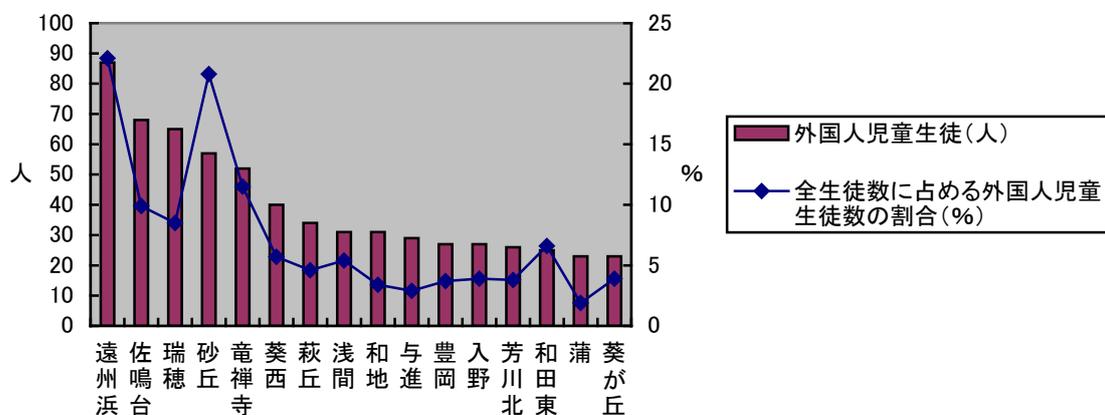


グラフ 6 は外国籍児童生徒の多い小学校の、グラフ 7 は外国籍児童生徒の多い中学校の外国籍生徒数と全校生徒数に占める外国籍児童生徒の割合を示している。ここで示したように遠州浜小学校や江南中学校などは特に外国籍児童生徒が多い学校といえる。しかしここで挙げた他の学校の外国籍児童生徒数も決して少ないとはいえない。さらにグラフ 8 に示したように外国籍児童生徒が 1 人以上 10 人未満の学校も全体の 59.4%を占めており、市内に外国人の子どもが分散していることを示しているといえるだろう¹⁰。

¹⁰ このような分散状況は、今回インタビューを行った 4 都市の中では浜松市だけの状況である。市内に外国人が分散しているか集住しているかには、それぞれ長所と短所がある。分散していれば日本人住民との摩擦が少なくすむ可能性があるが、外国人に関する施策は打ちづらいといえる。教育に関していえば、個々の外国人児童生徒への目は向けやすくなるかもしれないが教育施策は打ちづらくなるだろう。例えば外国人児童生徒 1 人のために常駐のバイリンガル指導員を派遣するには無理があろう。さらに JSL カリキュラム（第 3 節にて後述）も一学年の生徒が一定数在籍していなければ実施することは難しい。一方集中していれば外国人コミュニティも出来やすく、外国人に関する施策も打ち出しやすいが、日本人住民との摩擦が生まれやすいといえる。豊田市教育委員会の方に伺った話では、外国人児童生徒が 5 割を超えるような学校へ子供を通わせる日本人からは、不安の声が上がることもしばしばだという。さらに特定の地区に集住していることで非集住地区での理解が進まないという問題も生まれる。美濃加茂市多文化共生課の方によれば、外国人に不安を持っている日本人住民の多くは非集住地区（井深・山之上・三和地区等）に住んでいるという。

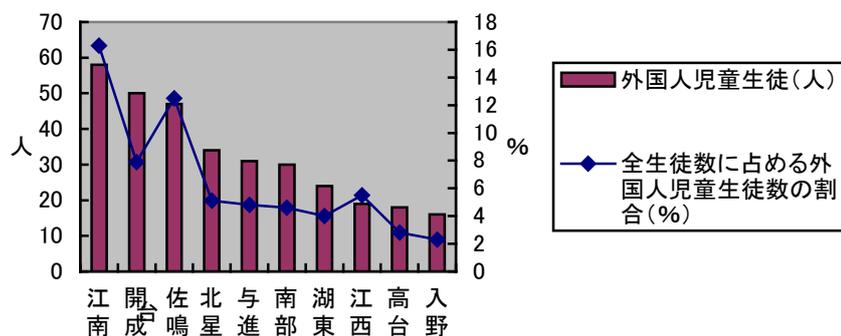
グラフ 6 外国籍児童の多い小学校

(出所 浜松市教育委員会、2010)



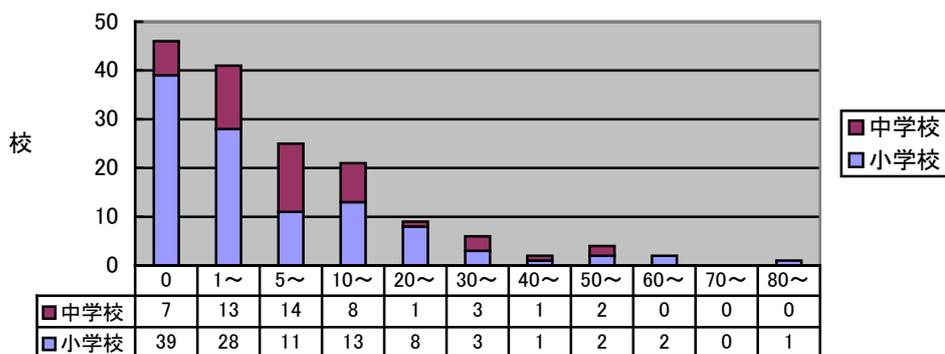
グラフ 7 外国籍生徒の多い中学校

(出所 浜松市教育委員会、2010)



グラフ 8 外国人児童生徒在籍数分布

(出所 浜松市教育委員会、2010)



3. 公立学校での取り組み

前節で確認したように浜松市の公立学校では多くの外国籍児童生徒が学んでいる。本節では公立学校に焦点を当て、そこで行われている教育支援の体制とその課題について見てみよう。

バイリンガル支援者

一つ目の支援はバイリンガル支援者の学校への派遣である。浜松市では外国人児童生徒が多数在籍する学校には「就学支援員」や「就学サポーター」「指導相談員」を配置している。まず就学支援員についてみていこう。就学支援員¹¹というのはバイリンガルの市非常勤職員である。学校に常駐し、学習支援や面談等の通訳、学校・学年・学級通信等の翻訳を行っている。14人の就学支援員が週5日、1日6時間、14の小中学校へ赴き外国人児童生徒をサポートしている。

就学サポーター¹²とはバイリンガルの市臨時職員である。学習支援を中心に保護者との連絡の通訳や翻訳等を行う。就学支援員とは異なり1つの学校に常駐することはせず、1日4時間、70校に派遣されているが、それぞれの学校に毎日派遣されているわけではない。1つの小学校に派遣される回数は、外国人児童生徒数や実態に応じて決定され、特定の曜日に派遣される。

就学支援員や就学サポーターによる支援に加え、指導相談員¹³による学校訪問・相談も行われている。これは教育相談支援センター在籍の3人の指導相談員（市非常勤職員）や2人のバイリンガル相談員（文科省受入促進事業）が、学校からの要請に応じて学校へ出向き、面談・翻訳業務を実施したり、学校に対して支援員の活用の仕方や外国人児童生徒への指導のあり方を指導したりするものである。

さらに国・県から外国人支援のための教員加配も行われており、取り出し授業などを実施している。34校に45人が加配されており、外国人児童の特に多い小学校には複数の教員が加配されている。

このほかには「初期適応支援」にもバイリンガル支援者が派遣されている。「初期適応支援」とは日本語の分からない外国人児童生徒が外国の学校や外国人学校から編入学する際に、集中的に適応支援を行うもので、学校に入ってはじめての10日間、あるいは一週間に

¹¹ ここ4年間で支援員数は増加しているが、予算の問題上現状以上は人数を増やせない状況であり、当面は14人の人数のままの予定である。また、支援員とは1年ごとに契約しており、最長で5年連続で支援員になることができる。それ以上連続して就学支援員となることはできないが、5年契約した後も半年あければ再び支援員になることができる。

¹² 派遣サポーターの中には週2、3日のみ派遣されるものもいるため、予算上は40人だが実際は43人採用しており、今後も当面は43人の体制の予定である。就学サポーターはハローワークを通じて公募されており、主婦・ポルトガル語教室を開いている人などが就学サポーターとなっている。任期は半年となっており、就学サポーター43人中10人強は日本人である。平成19年度から実施されているが、平成22年度からは国の補助事業となっており、タガログ語・ベトナム語による支援も開始された。

¹³ 2009年度の学校への訪問は263件、センターでの指導は390件であった。しかし2008年度についてはセンターでの指導が500件ほどあったという。これは2008年度の不況の影響であり、2009年度に入りこの不況が少し落ちたため、指導件数が前述の数に減ったといえる。

1度10回、バイリンガル支援者が生活や学習の補助を行い、学校生活になじめるようにする。これはNPO法人浜松外国人子ども教育支援協会への委託事業である。

バイリンガル支援者はこのように様々な形で各所に配置されており、教育において重要な役割を果たしているといえよう。こういった施策は浜松市だけでなく、多くの外国人集住都市でも行われている。しかしバイリンガル支援者の派遣には限界があることも他方で認識する必要がある。この支援のあり方の問題の一番の大きな課題はバイリンガル支援者の十分な数の確保が出来るか否か、である。バイリンガル支援者が十分に確保できない要因としては予算と人材の問題がある。近年の不況は外国人の生活を苦しめているだけではない。法人税は減り、市民の所得も低下しているなかで、各自治体の財政状況は厳しいものとなっている。そのような中でバイリンガル支援者の予算を増やすということは難しい。国籍の多様化も進行している中で様々な言葉に対応できるようバイリンガル支援者を配置していれば理想的かもしれないが、しかし予算が十分でない中で多様な言語に対応しようとするれば他の言語のバイリンガル支援者を減らさざるを得ない¹⁴。さらに人材という面で考えても、子どもの教育に携われるに足る日本語力や教養を身につけたバイリンガルの人々がどれだけいるか、ということが問題である。学校で子どもの支援を行うには日常会話レベル以上の日本語が話せる必要がある。教員が教えていることをまずバイリンガル支援者自身が理解して、子どもに説明できなければならないのである。さらに子どもたちがバイリンガル支援者に生活上の、あるいは学習上の相談をすることも多いが、それに対して適切な対応がとれることも必要だ。また学校という場では子どものプライバシーに触れる機会も多いが、そのようなことに関してきちんとした見識を持っているかどうかも重要だろう。このような条件をクリアできる人は失業していない場合がほとんどで、ハローワークで探しても見つけられない。給料を高くすれば集まるのかもしれないが各市町村の財政状況が厳しい中でそのような措置はとりづらい。バイリンガル支援者の十分な数の派遣の前に立ちちはだかる壁は簡単に崩せるようなものではないといえるだろう。

日本語教育・母国語教育

二つ目の支援は日本語教室および母国語教室の設置である。日本語教室「はまっこ」、母国語教室「まっっこ」¹⁵、派遣型支援教室「まなぶん」の実施である。先述の「初期適応支

¹⁴ 美濃加茂市ではフィリピン人児童生徒が増加しており、それに対応してタガログ語の支援員を配置したいとしている。しかし厳しい予算状況の中で支援員の全体数を増やすことは難しいため、タガログ語の支援員を配置するとすれば今まで配置していたポルトガル語の支援員を減らさざるを得ない状況であるという。ただし様々な言語に対応している都市もある。豊田市では外国人集住地区の2つの小学校にそれぞれ6名の、1つの中学校に3名の学校常駐指導員を配置しているほか、市内の外国人児童生徒在籍学校へ学校巡回指導員を派遣している。この学校巡回指導員の対応言語はポルトガル語、中国語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、英語となっている。四日市市でもバイリンガル指導員が学校に派遣されている。小学校3校と中学校1校、幼稚園1園には毎日数時間派遣されるほか、そのほかの外国人児童生徒在籍学校にも巡回という形で対応している。バイリンガル指導員の対応言語はポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、タイ語となっている。

¹⁵ 「はまっこ」「まっっこ」より以前に行われていたことばの教室・カナリーニョ教室は浜松市国際課から外国人子ども教育支援協会に委託していたが、19年度から教育委員会から委託することとなり、あわせて

援」と日本語教室「はまっこ」・母国語教室「まつっこ」は委託事業であり、NPO法人浜松外国人子ども教育支援協会が運営している¹⁶。「まなぶん」も委託事業であるが、こちらの委託先は日本語教育ボランティア協会と浜松日本語・日本文化研究会となっている。

まず「はまっこ」についてみてみよう。「はまっこ」とは日本語教室であり、小中学校の9教室で週2回ずつ初期日本語指導を実施しており、学校の授業と同じ扱いとなっている。また県立浜名高校に設置された「はまっこ」は、中学生のために学力支援・学力補助という性格を強めたクラスという位置づけで運営されている¹⁷。

「はまっこ」への通級が難しい地域の学校、あるいは十分な支援者がいない学校には、支援者を派遣して日本語支援を行う「まなぶん」が、2010年度6月から開設されている¹⁸。支援内容は初期日本語指導¹⁹、入り込んでの授業補助²⁰、放課後学習支援²¹である。

「まつっこ」²²では子どもたちにスペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の指導を行っているほか、さらに保護者に対し、家庭が子どもの母語取得や成長において重要な役割を担っているということを伝えることにも注力している。「まつっこ」開設の背景には、滞在期間の長期化に伴い、日本生まれ日本育ちの「外国人」が増えていることや、親は母国語、子どもは日本語という家族では、親子のコミュニケーションが心配であること、自分の母国、母国語を尊重する意識・態度を育てアイデンティティの確立に役立てたいという思いがある。

さらに「はまっこ」「まなぶん」の他にもボランティア団体による「日本語支援教室」²³が開設されている。これにより日本語教室「はまっこ」から離れた地域に住む外国人の子どもたちに対しても日本語支援が行われるようになっていく。このように「まなぶん」や「日本語支援教室」の活動が必要とされる背景には、前述したように浜松市の外国人の子どもが他の外国人集住都市に比べ分散状態にあることがあるといえよう。

名称も「はまっこ」「まつっこ」になった。

¹⁶ 昨年までは同協会と定期的な契約を結んでいたが、今年は委託先の公募を行った。しかし入札は結局同協会しかなかった。

¹⁷ 高校の教室で行うことにより、子供たちは実際に勉強しながら高校生の部活等での様子をみることができ、そうして「いつかこういう姿に」という子供たちの願望を引き出すことで、子どもも集中して学習に取り組むようになるという。

¹⁸ 2つの拠点（東教室と西教室）から支援者を派遣している。西教室は日本語教育ボランティア協会（ジャボラ NPO）が、東教室は浜松日本語・日本文化研究会（日本語 NPO）が運営している。

¹⁹ 浜松市においては A・B 週という 2 つの週を一つのセットにして全体の授業が組まれている。そのため A 週・B 週で取り出し教育を行う人数・時間が異なっている。これは体育や図工などはクラスの子どもとやっていくほうが良い、という配慮から時間割の異なる A 週・B 週では取り出せる時間も異なるためである。日本語初期指導は約 2 ヶ月間行われる。2010 年 7 月の時点では東西両エリアのそれぞれ 2 校で実施されていた。

²⁰ 約 3 ヶ月行われる。2010 年 7 月の時点では西エリアで 1 校、東エリアで 2 校の学校が実施していた。

²¹ 授業が早く終わる低学年が中心で、約 6 ヶ月行われる。2010 年 7 月の時点では東西両エリアでそれぞれ 2 校が実施している。

²² ニーズの高まりがあり、当初は 200 人少しかったが 2009 年度は 250 人近くが受講していた。2010 年度もほぼ 250 人でスタートしている。

²³ ボランティア団体「龍の会」が竜禅寺小で、「そらの会」が葵西小で補助金を受けそれぞれ教室を開いている。特に葵西小においては学校と連携し、授業への入り込み支援の試みが進められている。

就学に関する各種支援と不就学対策

三つ目の支援は就学ガイダンス・教育相談の実施である。「教育相談支援センター」でバイリンガルの「外国人相談員」が、入学手続きを行う前に実施している。文化・習慣の違いから編入学に躊躇する保護者や子どもに日本の学校のことを説明したり、抱えている心配事の相談にのったりして、円滑な就学を支援する。

四つ目の支援は不就学対策である。就学促進のためのチラシ配布や、不就学者の情報に基づいた家庭訪問・電話による就学の呼び掛け²⁴を行い、不就学改善を図っている。ブラジル人向け新聞を用いた就学の呼びかけや、「まつっこ」・ブラジル人向けフォーラム等外国人が多く集まる場所における就学の呼びかけも行っている。さらに2009・2010年10月には、来年度入学する子どもとその親を対象にした入学準備ガイダンスを実施し、日本の学校に入るまでに必要な準備などの説明をおこなった。

このように不就学をなくすための努力が行われているが、しかし第2節でみたように、不就学の実態が良く分かっていないという面もあるという。「虹のかけはし」事業²⁵での不就学の人数は少なかつたため、思ったほど不就学者はいないのではないかという予測も出ている。このように不就学の全体像が明らかになっていない中で、しらみつぶしに不就学者を探し登校を促していったとしても全体への実効性には疑問符がつかざるを得ない。

四日市市教育委員会の方に伺った話では、コミュニティの有無が不就学に関しては重要であるという。外国人コミュニティが存在し外国人の間で情報共有が進むことで不就学者が少なくなるというのだ²⁶。ただし外国人コミュニティも頻繁に国内移動を行うものに対しては影響力を及ぼしにくいという問題点もある²⁷。また国籍の多様化が進む中で、それぞれの国籍に対応したコミュニティ、あるいは複数の国籍を包括するようなコミュニティの登場が遅れている点も問題であろう²⁸。しかし外国人コミュニティがもつ力は大きく、不就学者対策に有用性をもっているといえる。外国人コミュニティの活用の仕方が今後の不就学者の動向に大きな影響を与えるといえるだろう。

²⁴ 地域から「近所の子が学校に行っていない」と教育委員会へ連絡があることもあり、そのときにも相談員が連絡・家庭訪問を行っている。

²⁵ 文部科学省「定住外国人の子どもの就学支援事業」の一環で、学校に通っていない外国人の子どもの対象として行われるプレスクール。公立学校への転入促進を目的とする。

²⁶ 四日市市では外国人が笹川団地に集住しているため外国人同士のコミュニティが成立しており、そのコミュニティの働きにより不就学者の数は0であるという（2009年度に不就学者調査のため外国人家庭の戸別訪問を実施）。

²⁷ 日系人などはより高い賃金の職場を求め、頻繁な国内移動をする傾向がある。

²⁸ 美濃加茂市では子ども手当での支給開始や企業の外国人雇用にフィリピン人にシフトしつつあることを背景として、フィリピン人が増えてきている。しかしブラジル人コミュニティがある一方でフィリピン人コミュニティがなく、ブラジル人よりもフィリピン人の不就学率が高い状態となっている。またこの背景にはブラジル人学校は市内に2校ある一方で、フィリピン人学校はないということも関連していると思われる。

JSLカリキュラムの採用

五つ目の支援として、比較的外国人児童生徒が多い学校ではJSLカリキュラム²⁹による外国人児童生徒教育を行っている。これは特定の科目において外国人クラスを作り、より簡単に、より細やかに指導するもので、進度は日本人クラスと変わらない。児童生徒の日本語力の育成が主とされている取り出し教育で生じる、児童生徒が教室での一斉授業に戻ったとき遅れをとってしまうという欠点を克服することができる。

しかしJSLカリキュラムも良い面ばかりがあるわけではない。高校等の入試を考えたときに、JSLカリキュラムで学んだ者が日本人と同じ土俵で試験を受けることで不利になる可能性は大いにある。このため四日市市などではJSLカリキュラムの採用は行っていないそうだ。JSLカリキュラムが有効性を十分に発揮できるようになるためには高校・大学等の入学試験もそれに対応したものにならなければならない、ということだろう。しかし残念ながら日本の高校・大学はこうした課題について十分な検討をしているとは言いがたい状況にある。

文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」

以上のような支援に加え、文部科学省の帰国・外国人児童生徒受け入れ促進事業も実施している。内容は浜松市外国人子ども支援協議会、就学促進員を活用した就学支援³⁰、中学校への指導補助者の配置³¹という3つの施策である。年3回実施される浜松市外国人子ども支援協議会は様々な立場のものが参加する情報交換の場であり、就学年齢児童生徒への支援、高校教育での支援、成人向けの支援、就労という面での支援、など立場の違う人々が一堂に会し話し合う。この事業は平成19年から21年までは国の委嘱に基づく県事業として浜松市が行っていたが、平成22年度からは国庫補助事業となった。

高校におけるインターナショナルクラス

小中学校における支援に加え、高校においても外国人生徒に向けた取り組みがなされている。浜松市立高校においては2007年から外国籍生徒を対象にインターナショナルクラスというものも開講されている。1年次においては一部の教科を除いて単独クラスで授業を行う。2・3年次においては単独クラスを設置せず、各生徒の進路希望に合わせて、コース別に分かれてクラス編成を行う。母語の指導よりも日本語・英語の指導に力を入れている³²。英語は日本人の子よりもレベル高いため、すこし先行した形の授業を展開している。

²⁹ Japanese as a Second Language の略。海外においては ESL (English as a Second Language) 教育などが行われている。三重県鈴鹿市では早稲田大学と協力した JSL カリキュラムの運用が進んでおり、他の外国人集住都市から注目されている。

³⁰ バイリンガルの就学促進員が入学準備ガイダンスや家庭訪問、入学手続きの翻訳を行っている。

³¹ 中学校における適応支援と学力向上を目的としている。2010年度は外国人児童生徒が多い10校に配置された。

³² ただし1年次のポルトガル語コースでは、ポルトガル語の授業を放課後に週3時間を実施しているほか、ブラジルの大学への進学を希望する者に対して、希望に応じポルトガル語による必要科目を開設している。

第2節グラフ3で示したように入国時にまだ低学年であった外国人児童生徒も成長し、問題は初等教育のみならず中等・高等教育へと拡大している。しかし残念ながら高校や大学で外国人児童生徒への配慮が十分に行われているとはいえない。浜松市立高校のインターナショナルクラスは、高校において外国人生徒教育に対する配慮が行われているほんの一握りの事例としかいえないだろう。それだけに浜松市立高校の取り組みは先駆的であるといえる³³。

浜松市では以上のような取り組みがなされており、バイリンガルの活用の規模や日本語教室・母国語教室の規模を見ても、外国人児童生徒の教育にかなり力を入れていることがうかがえた。さらに不就学状況改善のための取り組みも、不就学状況の把握は難しいといえども、積極的に行われているといえるだろう。このように積極的な取り組みは他の外国人集住都市の公立学校でも行われており、中には浜松市とは異なった方法で教育支援を行っている都市もある³⁴。今後は各自治体で行われている外国人児童生徒の教育施策・内容を共有していくことも重要だ³⁵。

³³ 日本語等による総合問題試験及び日本語等による個人面接を行っている選抜試験についても工夫が見られる。浜松市立高校のように外国人生徒に対応した高校入試のあり方が今後必要になってくるだろう。たとえば第3節でふれたJSLカリキュラムであるが、四日市市は高校の入学試験を考えると導入できないとしている。これは裏を返せば、高校がJSLカリキュラムに対応した入学試験を用意すればJSLカリキュラムを導入できるということである。高校や大学が外国人の子どもの教育について真剣に取り組み、入学試験の内容の見直しを行わなければ外国人の子どもの高校や大学への進学率を高めていくには限界があるだろう。

またこれから必要になるのはこうした入学試験・授業内容の改善だけではない。例えば子どもの成長にとって、自らの将来像の構築に必要な人生モデルの存在の有無は非常に大きな意味を持つ。「身近に、同じ外国人でこのような職業についた人がいる」といったモデルの存在が自らの人生設計に大きく影響を与えるからである。そういった存在がなければ子どもは過大な、あるいは過小な夢を描いてしまう可能性がある。現状では、外国人の子どものこれから歩もうとしている道は日本人のそれより大変な道である。夢を持つことは重要だが、現実も知った上で人生設計を組み立てる必要がある。大学へ進学した外国人の子どもなどを紹介しその体験談などを生徒に聞いてもらうことも彼らにとっては必要なことなのである。今後高校、あるいは大学でも外国人教育への取り組みがなされる必要があるだろう。

³⁴ 例えば初期適応指導教室などが挙げられる。初期適応指導教室とは、日本語がほとんど話すことの出来ない外国人児童生徒が他の児童生徒と同じクラスで学ぶ前に所属し、日本語や学校のルールを学ぶことの出来るクラスである。豊田市の「ことばの教室」、四日市市の「いずみ教室」、美濃加茂市の「のぞみ教室」のように各市独自の名称が与えられている場合が多い。これらの教室は各市の外国人児童生徒が特に多い小学校に設置されている場合が多い。授業内容は日本語・算数(数学)・適応指導であるが、指導内容はこうした内容にとどまらない。例えば日本の小学校は8時台から3時台までというのが一般的な授業時間であるが、ブラジルではこのような長い時間授業を行っていない。朝～昼、昼～夕、夕～夜という3つの時間帯から1つを選び学校に通っているのである。そこでまずこの初期適応指導教室で日本の学校に時間帯に慣れてもらおうということも、この教室の指導内容である。その他にも持ち物やお金の使い方、服装なども指導している。また外国人の保護者に日本の学校制度を理解してもらうこともこの教室の目的である。「のぞみ教室」ではバスによる送迎も行われている。それぞれの教室ではおおよそ3ヶ月をこの教室への在籍期間の目安としているが、実際に3ヶ月で学校生活に適應できるだけの日本語力をつけることは難しく、5・6ヶ月かかってしまう児童もいるという。このように期間を設けている理由は、長い時間この教室で指導すると教室の人数が多くなり十分な指導が出来なくなる可能性があるためである。しかし日本語力が付かないまま児童を学校へ送り出せば初期指導適応教室の機能として本末転倒なので、どの程度指導を続けるかは難しい問題である。四日市市ではさらに、一般の教室で授業についていけなくなった場合でも「アミーゴ教室」という場を設け、追いつくための指導がなされ、再び一般の教室に戻しているという。

³⁵ 四日市市では外国人児童生徒教育の資料公開にも力を入れているということであった。

ただし公立学校における外国人児童生徒の教育にはまだ課題もあるようだ。豊田市教育委員会の方に伺った話では、同市では外国人児童生徒教育のコーディネーターが存在せず、教育委員会の指導主事が外国人児童生徒教育施策に携わっているが、その担当指導主事は数年で入れ替わってしまうため長期的なスパンで教育計画を立てることが出来ないということであった。このことは豊田市に限った話ではないだろう。今回インタビューを行った浜松市や四日市市、美濃加茂市でも教育委員会の外国人児童生徒教育の担当者は数年で交代するということであった。教育はすぐに効果が出にくい面もあるし、また効果が見えにくいという面もある。その中で有効な施策を講じていくためには、長期的なスパンで外国人児童生徒教育を見ることのできるコーディネーターがどうしても必要であろう。

4. 外国人学校ムンド・デ・アレグリア

ムンド・デ・アレグリアはペルー人・ブラジル人を対象として授業を行う外国人学校である。全国の南米系の学校に先駆けて各種学校の認可を取得したが、その創設には多くの苦労があった。現在に至るその苦労の経緯は、外国人学校のおかれている立場の弱さをあらわしているといえよう。本節では、そうした設立の経緯についてふれながら、同校の教育について概観することとしよう。

ムンド・デ・アレグリア設立まで

ペルー領事館で働いていたムンド・デ・アレグリア学校現校長は、2002年に東京都町田市³⁶でペルー領事館が主催した教育フォーラムに参加し、ペルー人の子どもの教育状況が悲惨な状況にあることに衝撃を受けた。ペルー人はデカセギ意識が強く子供たちにお金をかけていなかったことが背景にあったという。浜松市でも同様のフォーラムが開催され、50家族以上集まり、ここで4家族から松本校長に学校設立の要望が寄せられた³⁷。そこでペルー人一人の協力を得て、学校開設に動き始め2003年1月には説明会を開くまでに至った。一方で、多くの不動産で外国人の入居拒否にあい校舎探しには苦労していたが、なんとか校舎を確保し2003年2月に開校へとこぎつけた³⁸。

ムンド・デ・アレグリア設立から各種学校認可まで

開校時入学したのは13人で月謝は4万5000円であった。しかしこの月謝額は校長自身の給料を度外視しても生徒が50人いないと採算がとれないものであった。その後各種学校認可取得まで生徒数は40人前後で推移していたが、2004年の各種学校認可取得までに約60人が退学していった。多くはお金の問題からであったという。その後各種学校認可を目指し国や県との交渉に乗り出したが、自前の校地校舎が確保できず、一時は無理かと思われた。しかし浜松市国際課の協力もあり静岡県との交渉が進み、2004年3月には「その学

³⁶ 当時は町田市と浜松市が代表的なペルー人集住都市であった。

³⁷ 公立学校でのいじめ問題、親子間の会話問題などが背景。

³⁸ 校舎は古い事務所跡であり、決して教育を行うのに適した場所ではなかった。

校が所在する市が推薦する学校に各種学校の認可を与える」という静岡県の方針が打ち出された。同年 4 月にはNPO法人格を取得し、各種学校申請の条件をクリアした³⁹。同年 5 月に各種学校認可の申請を行い、8 月に仮認可、12 月に本認可を取得した。

各種学校認可から準学校法人格取得へ

各種学校認可までに月謝 4 万 5000 円を 3 万 8000 円に下げている学校の財政状況は火の車であった。各種学校の認可により年間 100 万円の助成金がおりましたものの、それは倒壊寸前まで傾いていた学校経営を支えることは到底できない金額であり、ついに校長は閉校を決意するに至った。しかしその決断を耳にした自動車会社の社員が動き、その自動車会社のグループ 51 社から 2000 万円の援助を受けることとなった。それを受け閉校を取りやめた校長は、その資金をもとに準学校法人格取得へ動き始め、2005 年 8 月に準学校法人格を取得した。同じ頃には月謝の値下げも敢行しており⁴⁰、これに伴い生徒も学校に戻ってくるようになった⁴¹。

2005 年にはこうした動きの背景で、更なる教育の充実が図られていた。ブラジル人教室の開講である⁴²。これによりペルー人を対象とした学校からブラジル人とペルー人を対象とした学校となった。

準法人格取得以降

準法人格取得以降もムンド・デ・アレグリアを取り巻く状況は刻々と変化した。2008 年のリーマンショック後の失業者の増加に伴い、授業料納入困難な児童生徒の授業料免除を開始する。最も大変だった時期は 2009 年 1 月から 3 月にかけてであり、この頃は授業料免除の子が毎月 40 人ほどいたという。同校ではこうした状況を重く見、生徒の親を対象に 2008 年 12 月から日本語教室を開始し、就職のための面接の指導も行った。さらに同校は就職先を探すことにも尽力し、10 人ほどの保護者を正社員採用させたという。

2009 年には同校に願ってもない好機がおとずれる。浜松市が校舎支援の意向を表明したのである。2010 年に現校舎に移転したが、現校舎は旧雄踏町⁴³庁舎の 2 階部分を利用したものであり、スペースも広く校庭もあるなど旧校舎から格段に良い状況になったという。

ムンド・デ・アレグリアにおける教育

このように 2002 年から 2010 年に至る短い間で激動ともいえる状況の中で運営を続けて

³⁹ 各種学校の申請には営利目的ではないことという規定がある。

⁴⁰ 月謝は中高生 2 万円、幼稚園生・小学生 1 万 5000 円となり、さらに 2 人目からは月謝を 20%減額することとした。

⁴¹ 2005 年 8 月には 70 名近くまで生徒数が増えている。

⁴² 孫を持つブラジル人のおばあさんからブラジル人教室開設の要望があったため開講した。その子一人を対象としてはじめたブラジル人教室も現在では 157 名を抱えるまでになり、ペルー人の 40 名弱という在籍数の約 3 倍までになっている。

⁴³ 旧雄踏町は現在の浜松市西区の一部地域にあたる。2005 年に浜松市に合併された。

きたムンド・デ・アレグリアの校暦は、南米系外国人学校の経営がいかに難しいかということをも端的に表しているといえよう⁴⁴。ムンド・デ・アレグリアが現在のような地位を築くことができたのは、校長の行動力があったからに違いない。このように外国人学校への風当たりが強い状況では外国人の子どもへの教育はますます不安定になっていかざるを得ない。同校における教育についてもみてみよう。

同校においては日本の教育課程ではなく、ブラジルやペルーの教育課程に準じた教育を行っている。したがって教科書などの各種教材もブラジル・ペルーのものを用いている⁴⁵。また日本とは異なった教科が扱われている場合もあった。授業はもちろんポルトガル語、あるいはスペイン語で行われるが日本語の指導に関しても力が入れている。教育課程の面で考慮しなければならないのは、ペルーの教育課程の年数であろう。ペルーは11年で教育過程が構成されているため、大学に進む場合、ペルー人は卒業しても準備過程教育に1年間通わなければならない。

同校の教育の方針は「自立」であるという。何もかもしてあげるのではなく、一人で生きていく術を身につけさせるということだ。校長の言葉から引用すれば、「パンを買い与えるのではなく、パンを買える方法を教えてあげる」のである。被害者意識を持ち依存にならないことを同校では重要視している。

また外国人学校の強みとして、子どもが発達障害を抱えている場合も適切な処置が取れるということがある。公立学校では外国人児童生徒に発達障害があることになかなか気付けないのが現状である。しかしムンド・デ・アレグリアでは発達障害か否かはすぐに判別でき、生徒に発達障害がある場合、日本語の教育は行わないなどの処置をとっている。

公立学校と外国人学校の連携は可能か

今後外国人学校が十分な役割を発揮できるようになるためにはどのようなことが必要なのだろうか。ムンド・デ・アレグリアの校長は次のように言っていた。外国人児童生徒の様子を見て日本の公立学校と外国人学校を行き来できるような体制を構築できれば良い、と。外国人児童生徒が日本の学校で学んでいくには確かに難しい面がある。低学年ならば良いだろうが、高学年で比較的難しい学習言語を使うクラスの中に日本語のあまり上手でない外国人児童生徒が入ってきて適応するには難があるといわざるを得ない。それが中学校ともなればなおさらだ。上手く適応できなかった子どもを下手に日本の学校の中で学ばせ続ければ日本語も母語も中途半端なまま、自己表現すらできなくなる恐れもある。また日本の学校では外国人児童生徒に発達障害のあった場合でもなかなかそれに気付けないなどの問題もある。そこでムンド・デ・アレグリアの校長の提案があったわけである。日本の学校でドロップアウトしてしまいそうな子どもを、外国人学校へ編入させ、自らを

⁴⁴ こうした状況は朝鮮学校など他の外国人学校とは異なっているという。資金力の面で南米系外国人学校は他の外国人学校に大きく劣っているためである。

⁴⁵ 国語・数学・理科・社会等が一つにまとまった書き込み式の教科書であり、日本の教科書とはかなり形式が異なる。

表現できる言語を習得してから再度日本の学校に戻せば自己表現すらできなくなる恐れはなくなるだろう。学習言語についても母語でそれを習得しておけば、あとはそれを日本語に置き換えるだけですむ。またムンド・デ・アレグリアでは日本語の指導も行っているため、日本語力についても徐々に上昇していくはずである。また発達障害があるか否かもムンド・デ・アレグリアならばすぐに分かるため適切な処置が取れる。外国人学校でこのような教育を受けて日本の学校に戻ったならば、日本の学校における不安も軽減されるし、授業について行けなくなるということも少なくなりうるだろう。

しかしこうしたことを行えるようにするには、乗り越えなければならない壁は厚いと思われる。公立学校では当たり前だが日本の教育課程に則って教育が行われている。一方で外国人学校では外国の教育課程に則って教育が行われている。日本と外国の教育課程では目的も違うし内容も違う。日本人児童生徒が6年間小学校に、あるいは3年間中学校に通ってやっと終わることが出来る日本の教育課程を、途中外国人学校に通う時期をはさんで消化していくというのはかなり無理がある。もちろん外国の教育課程も終え得ないだろう。通常の生徒が1つの教育課程を学ぶ期間で、言語的・文化的なハンディをおったものが目的も内容も違う教育課程を2つ同時に消化していくことは現実的に考えて無理な話なのである。日本の教育課程は、小学校ならば6年間、中学校ならば3年間を一まとまりとして作られているため、その教育課程の一部だけしか受けないのでは目標とする学力は付き得ない。小学2・3・6年生を公立小学校で学び、小学1・4・5年生を外国人学校で学ぶというのでは生徒は学習内容未消化のまま学校を卒業しかねないのである。

さらに問題となるのは各種学校認可さえ受けていない外国人学校も多い点である。こういった外国人学校は基本的に私塾扱いとなるため、公的機関であるところの公立学校が表立って協力関係を持つことは難しい。ムンド・デ・アレグリアの場合は準学校法人格を得ているのでこうした点はクリアできるかもしれないが、全国的に見れば各種学校の認可を取得していない外国人学校はとても多いのである。

つまり生徒が外国人学校と公立学校を行き来できるような教育環境を整備するには次の2つの壁を乗り越える必要があるということである。1つ目の壁は教育課程のすりあわせである。日本の公立学校が外国人学校にすり合わせるのはかなり難しい話なので、実質的には外国人学校が日本の教育課程に配慮したカリキュラムを立てる必要があろう。2つ目の壁は外国人学校が少なくとも各種学校認可を取得するよう促進していくことである。しかし現在の国の制度の下で外国人学校が各種学校認可を取得するためには、多大な苦勞が伴うことはムンド・デ・アレグリアの歴史を見ても明らかである。国の制度の改革と、認可取得に向けた各外国人学校の努力が必要である。

5. リーマンショック以降の外国人教育を展望する

第3節・第4節では公立学校と外国人学校における外国人児童生徒教育の施策とその課題の現状について、考察を行ってきた。そこでは公立学校・外国人学校ともに、改善の余

地はあるものの外国人児童生徒教育に関してかなりの努力をしていることがわかった。本節では、こうした外国人児童生徒教育の現状を踏まえつつ、リーマンショック以降のこれからの教育の課題とそれに対する施策のあり方について論ずることとしよう。

リーマンショックが外国人自身や外国人を支援していこうとする諸団体に与えた影響は甚大であった。外国人支援団体や自治体の収入はがた減りし、外国人支援に関する予算を増やすことは非常に難しくなった。日本に定住するかと思われた外国人の中には、日本において失業状態に陥ったばかりか、経済的問題から帰国を余儀なくされた者も少なくない。事後的な評価ではあるが、90年代以降の資本主義市場の性質の変化と統制のきかないグローバル化の進展の当然の帰結であったとも言えるかもしれない。

日本の学校に子どもを通わせている外国人の親が帰国という選択をする比率は、子どもがいない（あるいは日本の学校に通わせていない）人と比べても必ずしも高くはない。しかし実際に、日本の学校に子を通わせている家族が帰国する場合もあった。子どもの視点から見れば母国の教育制度から日本の教育制度へ、さらに再び母国の教育制度へ移行せざるを得ないという事態が生じているといえる。

こうした子どもの動きはリーマンショック以前から指摘され問題とされてきたが（梶田ほか、2005）、今後なくなるとは言い切れない。なくなるどころか増える可能性のほうが大きいとすら言えよう。格安航空会社（LCC）が航空市場に大きな影響力を持ち始めているが、それを利用することで越境を以前よりずっと安上がりに行うことができるようになった。さらに各国との経済連携協定（EPA）の締結も進められており、今後ビザの取得などがさらに容易になる可能性がある。こうした点を参照すれば日本と外国を行き来するような家族が増加する可能性は今まで以上に高まっていると言えるのではなかろうか。

今後こうした異なる国の教育制度を渡り歩くような子どもの教育をも考えていくことは必要であろう。またたとえそのような家族が少なかったとしても、少ないからといってそのような子どもの教育を見捨てることはあってはならないことである。つまり今後は今まで通り他国からやってくる子どもを日本の教育制度の中に受け入れるための方途を模索することに加え、日本の教育制度から再び他国の教育制度に移行することをも見据えた教育のあり方を構築していくことも必要になってきているといえよう。

このように、ポストモダンの不安定な社会の中で子どもたちはますます翻弄され、今までは起きえなかった事態が生じる可能性があるのである。子どもの教育は問題が起こってからでは遅い。その子どもの人生そのものが教育かかっているからだ。今後必要とされるのはこうした将来性を予見し、その変化に対応できる教育制度を構築していくことではなかろうか。本節ではこうした問題意識のもとで、越境を繰り返す子どもにも対応可能な教育の在り方を考察することとしよう。

異なる教育制度を渡り歩く子どもに対応可能な教育とは

越境を繰り返し、異なる教育制度を渡り歩く子どもが十分な教育を受けるためには一國

単位の教育施策の変更だけでは限界がある。例えば各国で行われる基礎的な教育内容・教育課程を一致させるなどして、各国間で協力して越境を繰り返す子どもに対応できる教育制度の確立を推進していくことは必要であり、今後の研究課題として重要なものである。しかし実質的に考えて、現状では各国間で協力して教育制度を構築するにはかなり厚い壁がある⁴⁶。そこでここでは当面の課題として、一国単位でとりうる教育施策について考えたい。

一国単位で取り組める教育施策としては、他国の教育制度に移行した場合の衝撃を緩和しうるような教育内容への変更という選択肢がある。つまり異なる言語・文化圏で行われる教育への移行がスムーズになるような教育を行うということである。このような教育を実行するためには、日本語を唯一の「学校言語」とするモノリンガリズム（太田、2005）からの脱却と、日本の義務教育に底流する「日本国民のための教育」という考え方（宮島、2005）の色を薄めることが必要であろう。以下ではこの2つの課題について検討することとしよう。

日本語モノリンガリズムから脱却するために

日本語を唯一の「学校言語」とするモノリンガリズムとは、母語を用いない日本語のみによる教育をさす。こうした教育のあり方は子どもの学習自体の大きな障壁になる⁴⁷ほか、母語の喪失を招き親子のコミュニケーション不全にいたる危険性や帰国時における母国の教育制度への適応不全に陥る危険性をも孕んでいる。したがって帰国する外国人の子ども

⁴⁶ 各国の置かれた経済的・政治的・文化的な文脈は異なっているためである。各国の目標とする人材育成のあり方は様ではないなかで、教育課程の共通化を行うことはかなり難しいといえるだろう。

⁴⁷ 母語を外国語とする子どもの場合、日常生活では日本語を完璧に使いこなしていたとしても、学習において言語的な問題から困難に直面することも多い。その背景には日常生活で使う言葉（社会生活言語）と教科学習で使う言葉（学習思考言語）の違いがあり、その2つの言葉の特質は「文脈依存言語」と「文脈縮減言語」という形で説明できる（宮島、1999）。文脈依存言語とは日常の反復のなかで実践的に習得され、表情、ジェスチャー、指さしなどで補われる言葉で、反復されるなかで経験する「場」や「関係」と相即的に習得されるという。文脈縮減言語とは、日常的に経験する場や人間関係の中にはほとんど理解のカギが与えられていない言葉で、時間をかけた習得の過程を要し、読書、鑑賞、作文、討論、暗示的会話などを数多く経ることによってはじめて身につくという。外国人児童生徒は外では日本語を使っているが、家の中では母語を使っているという場合も多く、必然的に日本語のシャワーを浴びる量は日本人児童生徒に比べて劣ってしまう。そういった状況では文脈依存言語的性格の強い社会生活言語を使いこなすレベルには到達できても、文脈縮減言語的性格を持つ学習思考言語を操れるレベルにまでは届かないことが多い。

文脈縮減言語はさらに2つに分けられる（宮島、1999）。1つ目は比較的どの文化圏でも通用する普遍性をもつことの多い抽象語であり、数学・物理学・法律などにかかわる概念である。この言葉はその普遍性ゆえに多少とも社会、文化の相違を越えることのできる言葉であるといえる。2つ目は歴史文化語で、歴史や文学、芸術などに関する言葉である。歴史文化言語の場合、出身文化の違いがより直接に関係するだけに、理解にはさらに障害が生まれる。この言葉の場合には当該社会、文化の中での子どもの時からの継続的な習得を経なければ獲得困難であり、日本社会の中で十分に文化資本を獲得していない外国人の子どもに、いくら「天平文化」であるとか「大化の改新」であるとか言っても興味は持たず理解は生まれにくいといえるだろう。さらにこのことが子どもたちに、彼ら自身が生まれ育ってきた文化が、全く意味のないものと感じさせ、自文化に向けられた拒否、拒絶としても体験させられれば勉強への意欲が失われてしまうかもしれない。このような状況に陥れば、その後ますます学校の中で取り残されていくだろう。

このため、いくら日常の言語に問題が無いといえども、学習において問題が無いとは決していえないのである。また母語教育を受けず母語を使用できなくなった子どもが、日本語できちんと学習思考言語を扱えるようになっていなければ、認知上の困難をきたすことは免れず重大な問題に陥ってしまう。

に限らず、日本にとどまり続ける外国人の子どもにとってもモノリンガリズムは問題であるといえよう。

ではどのようにすればモノリンガリズムを克服しうるのであるだろうか。この難題を解決しうるヒントを与えてくれる1つの教育実践を紹介しよう。アメリカやカナダでこの問題を克服するための施策として行われているイマージョン教育という実践である。イマージョン教育とは外国語を習得したい児童生徒が集まり、各教科を習得したい外国語（目標言語）で学ぶというものであり、さまざまな種類・方法が存在する。中でも外国人児童生徒にとって有益なのは二言語同時学習を目的とするイマージョン教育である。これは母語・目標言語双方の発展・維持を目指しているため、外国人児童生徒の母語喪失を防ぎ、学習や親子のコミュニケーション、さらには帰国時の生活に対する弊害を最小限にとどめることができる。しかも自分の母語が授業において用いられることで、母語に自信を持つことができる。

二言語同時学習のイマージョン教育には部分イマージョン⁴⁸と双方向性イマージョン⁴⁹という二つの方法がある。特に後者は日本人児童生徒に少数言語を話す外国人児童生徒の気持ちを理解させ、他の価値観を受容する力を身につけさせることに有効である。さらに外国人児童生徒が日本人児童生徒に日本語を教わるだけでなく、外国人児童生徒が日本人児童生徒に自分たちの母語を教えることで、互いに尊重し協力していく姿勢が生まれ、外国人児童生徒の自尊心を育むことにつながる。

このように様々な観点から、イマージョン教育は外国人児童生徒にとっても日本人児童生徒にとっても積極的な意味を持っているといえよう。しかしもちろん、外国人児童生徒の母語に対するイマージョン教育には課題も多い。例えば少数派言語イマージョンへの理解、賛同を得ることが可能かという問題⁵⁰や、外国語で教科学習を行うためのカリキュラムの策定、教材準備、目標言語ネイティブの教師の確保や養成を行わなければならないという課題がある（三輪、2006）。さらにこれから外国人児童生徒の多国籍化と母語の多様化

⁴⁸ 部分イマージョンとは、母語を同じくするものが集まり、目標言語と母語で行われる授業を半々とし、母語・目標言語双方の維持・発展を目指すものである。

⁴⁹ 双方向性イマージョンとは「主流言語（例：英語）を母語とする子どもと目標言語（例：スペイン語）を母語とする子どもが約50%ずつの割合で参加し、それぞれが互いをリソースとして互いの言語を学びあうことを主眼とする」ものであり、「授業時間は50%ずつ目標言語と主流言語で行われている（中島 1998; Genesee 1987）」（三輪、2006）。

⁵⁰ グローバル言語の地位を確立している英語を学ぶことに関して疑問を呈する者は少ないだろう。実生活における有用性は他の言語に比べて飛びぬけて高く、日本においてはもはや英語に触れない日など皆無であるといつて良いからだ。韓国などとの比較から、日本における英語教育の遅れが指摘され、英語教育に力を入れようとする動きがある中で、更なる言語（しかも少数派言語）を学ぶことには否定的な見方をする者は多いだろう。たしかにまずは日本語と英語の力を身につけることはとても重要である。これからの社会の中での必須の力といつてよいだろう。日本語力や英語力を十分に身につけなければならないのに、少数派言語を学ぶ余裕が子どもにあるのか、少数派言語より他に学ばせるべきことがあるのではないかという疑問が出てくるのは当然であろう。しかし少数派言語を学ぶことが本文で述べたような利点をもつこともまた確かである。したがって必ずしもアメリカなどのイマージョン教育をそのまま日本に移植する必要は無く（むしろしてはならず）、イマージョン教育の利点をなるべく保持したまま、日本の文脈に合わせた教育制度の構築を行うことが重要なのである。

が予想される中で⁵¹どのように様々な言語に対応していくかという課題や、実施のためには外国人児童生徒を一定数確保しなければならないという課題もあるだろう。アメリカにおけるイマージョン教育実践や、日本における中華・朝鮮学校などから学びながら、これらの課題を解決していくことは可能ではあるが、しかし容易であるとはいえない。これから必要なのはこのイマージョン教育をあくまでひとつの参照点としながら、日本の文脈に適した教育のあり方を模索していくことであろう。

「日本国民のための教育」からの転換

近代教育成立の背景に市民革命があることを考えれば、教育の目的のひとつに国民を育成し統合を図るというものがあるのは当たり前だろう。この目的は近代教育を実践するどの国の教育制度についても当てはまることであり、日本の教育基本法や学校教育法にも「国民の育成」、「国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」などの文言があるほか、『中学校学習指導要領解説—社会編』では「世界の歴史」の学習は「あくまで我が国の歴史を理解するための学習である」とまで述べられている（宮島、2005）。教育とは「国民的アイデンティティと国民文化の卓越した作者であり、保護者であった」（グリーン、2000）のである。

しかし外国人の子どもの学習について考えたときに、「日本国民のための教育」は弊害をもたらす。歴史の授業を例にとりて考えてみよう。歴史の授業で用いられる言葉（歴史文化言語）は、先に述べたように日本社会の中で十分に文化資本を蓄積していなければ獲得しがたい言葉であり、母語による知識習得とその置き換えという操作によっても接近が困難である。文化資本とは、日常生活や旅行、美術館などの各種施設への訪問などから獲得する言葉や知識によって構成されるものである。それが欠けている外国人の子どものとって、そもそも歴史文化言語への接近が可能であるかという、疑問符を付けざるを得ない⁵²。子供は勉強している内容を理解し習得するなかで学習の面白さを体感していくものだが、今までのやり方ではそのような機会が奪われ、学習意欲が低下してしまうだろう。

しかも本節で検討をしているような異なる教育制度を渡り歩くような児童生徒の場合、せっかく一生懸命勉強したとしても、一国中心主義的な教育内容が他国の教育を受ける際にプラスになることは少ないのではないだろうか。一国中心主義的な教育は汎用性が低いのである。

「日本国民のための教育」は外国人だけでなく日本人にとってもポストモダンの状況の中で国家という枠組みが相対化され、国家的視野からだけでなく、地球的視野、あるいは

⁵¹ 今までは南米、特にブラジルやペルーからやってくる日系外国人が日本における外国人の多くを占めていた。しかし 2010 年 9 月 29 日に経営再建中の日本航空が成田とブラジルを結ぶ便を廃止し、南米と日本を直接結ぶ航空路は無くなった。その一方で、アジア諸国からは多くの格安航空会社（LCC）が日本に進出しはじめている。このような中でこれから日本の外国人がますます多国籍化していく可能性は大いに高まっていると言えるだろう。

⁵² 実際に教育現場の中では社会や国語といった教科に困難を感じる外国人児童生徒も多い。そのため美濃加茂市では取り出し授業を社会・国語の時間を中心に行っている。

は地域的視野で世界を考えることがますます重要なものとなっている。そうした状況の中で「世界の歴史」の学習は「あくまで我が国の歴史を理解するための学習である」として良いのだろうか。

このようにポストモダンの状況の現代社会と外国人児童生徒の教育を考えれば、教育内容の改革を行う必要があることは明白であろう。その改革とは外国人児童生徒にとってもとっつきやすく、グローバル化する社会に対応した教育の創造である。つまり必ずしも日本史観・日本文化観に縛られず、グローバル化する社会にとって必要な歴史的文化的知識の選別⁵³を行うことで、外国人児童生徒が日本人児童生徒から大きな遅れを取ることをなしに学ぶことのできるようにすることが必要なものであり⁵⁴、またこうした教育で身についた知恵は他国の教育制度の中での汎用性も高いものとなりえる。これから身につけていくべきは自国中心的な歴史・文化的世界観なのであるだろうか。こういったカリキュラムの改革には膨大な時間と労力、経費、議論が必要となるだろうが、それでもしかし、刻々と変わりつつある世界情勢の中で子どもたちはどのような知識をつけるべきか、子どもたちの将来像を見据えながら考え直す必要があるだろう。

以上、本節ではこれからの外国人の子どもに対する教育が抱える課題について論じてきた。越境を繰り返すようなものの場合を考えると、やはりモノリンガリズムの脱却とカリキュラムの再考は免れ得ない。しかもそれらは越境を繰り返す児童ばかりでなく、日本人児童生徒や日本にとどまり続ける外国人児童生徒にも好影響を与えられると考えられる。これからも社会の動向を注視しながら教育について考えていくことが必要だろう。

6. おわりに

現代社会において教育をしっかりと受けていることが大きな意味を持つ以上、学校、特に公立学校は外国人も含めて、すべての子どもの可能性を引き出す場であってはならない。学校をそのような場所とならしめるために、外国人集住都市においては数々の取り組みがなされてきたことは本稿第3節及び第4節で述べてきたとおりである。しかし予算、人材、

⁵³ 知識の選別のあり方としては、外国人児童生徒が学習に苦勞する細かい日本の歴史・地理などの知識を中等・高等教育に譲り、日本あるいはヨーロッパ中心的な視点を相対化できるような視点を提供できる知識を導入することなどが考えられるだろう。さらに日本史特有の言い回し（大化の「改新」）を現代的な言葉遣いに直す（大化の「改革」）ことも考えられる（宮島、2003）が、ただこうした言い換えの是非と効果は教育学や歴史学、言語学といった個別の学問の範疇を超えており各方面からの検討が必要になると思われるので、ここでは議論を保留しておきたい。ただし豊田市教育委員会の方によれば、歴史用語で難しい言葉が使われていると、外国人児童生徒にはそれが地名なのか人名なのか事件名なのかということから分からなくなってしまうという。こういった現状認識だけはしておく必要があるだろう。

また外国人児童生徒が苦勞する漢字の学習についても2012年度から新たに「腫瘍」「瑠璃」など196文字が学校で教えられることとなった。これらの漢字は外国人児童生徒にとって重荷になることは間違いないだろう。日本人児童生徒にとってもこれらの漢字が他の知識を差し置いて学習しなければならないのかは検討の余地があるだろう。

⁵⁴ JSLカリキュラムはこうした観点から作られているが、しかし日本語を第二言語とする者向けのカリキュラムであり、そこには第3節で述べたような限界がある。ここで問題としたのは外国人児童生徒に限定したカリキュラムの変更ではなく、日本人児童生徒をも含めたカリキュラムの変更である。

外国人の子どもの家庭状況など悩みの種は尽きず、自治体単位・学校単位の施策では限界があることも考察の中で明らかになった。とくにリーマンショック以降、各自治体の収入が減り外国人支援の予算増加は難しくなり、外国人の子どもの多くの親が失業者となり帰国するものも現れるようになるなど、ますます状況は厳しくなり複雑化した。このような状況の中で今、教育のあり方の再考が求められているといえるだろう。それを踏まえ第 5 節では社会の変化を見据えながら、教育がどうあるべきかを考察した。グローバリゼーションが進展し、新自由主義的思想が渦巻く中で、今までに無く不安定で予測不可能な世界が形成されつつある。第 5 節で示したように、今後はこうした社会の変化を今まで以上に注視し、それに対応できるだけの教育体制を構築していくことが肝要である。変化を見逃し対応が遅れば、特殊教育に関しては取り返しのつかない事態を招きかねない。

また本稿では触れられなかったが、教育に限らず労働や医療政策なども見渡して総合的な知見から外国人の子どもにとって良い環境を考えていくことも必要もある。教育を考えるにしても、親の現在の労働環境や子供たち自身の将来の労働などをも視野に入れて考えることが必要不可欠である。それぞれの施策は単独で成立しているのではない。教育政策にしる、医療政策にしる、労働政策にしる、単独でその政策を考えていただけでは全体としての整合性を失いかねないばかりか、内容的にも説得性の薄い脆弱なものとなってしまう。今後の課題としたい。

《参考文献》

- アンディ・グリーン、1997=2000、*Education, Globalization and the Nation State*、McMillan Press、『教育・グローバリゼーション・国民国家』（大田直子）、東京都立大学出版会
- 太田晴雄、2005、「日本のモノカルチャリズムと学習困難」、太田晴雄・宮島喬編『外国人の子どもと日本の教育』、東京大学出版社
- 梶田孝道・樋口直人・丹野清人、2005、『顔の見えない定住化』、名古屋大学出版会
- 宮島喬、1999、『文化と不平等』、有斐閣
- 宮島喬、2003、『共に生きられる日本へ——外国人施策とその課題』、有斐閣
- 宮島喬、2005、「学校教育システムにおける需要と排除——教育委員会・学校の対応を通して」、太田晴雄・宮島喬編『外国人の子どもと日本の教育』、東京大学出版社

《参考 web ページ》

- 外国人集住都市会議、外国人集住都市会議 多文化共生社会を目指して～全ての人々が安心して暮らせる地域づくり～、<http://www.shujutoshi.jp/index.html>、2010年9月15日
- 美濃加茂市議会多文化共生・少子化対策特別委員会・美濃加茂市多文化共生室、「美濃加茂市在住外国人緊急実態調査～報告書～」、

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/upfile/hp/110/20090623145534/kurosu.pdf>、

2010年9月21日

三輪充子、2006、「アメリカ合衆国におけるイマージョン教育 ―二言語併用教育の可能性を考える―」、国立教育政策研究所『国立教育政策研究所 第135集』、
http://www.nier.go.jp/kankou_kiyou/kiyou135-all.pdf、2010年10月25日

《現地収集資料》

浜松市教育委員会、2010、「外国人の子どもへの支援について」

《謝辞》

今回インタビューに協力して下さった浜松市教育委員会、浜松外国人子ども教育支援協会、ムンド・デ・アレグリア、四日市市教育委員会、豊田市教育委員会、美濃加茂市教育委員会の皆様からは外国人児童生徒の教育の現状や課題だけでなく、教育にかける思いや教育における苦勞と喜びも教えていただいた。また浜松市国際課、美濃加茂市多文化共生課、豊田市国際課、浜松市多文化共生センター、浜松市外国人学習支援センターの皆様からもそれぞれの市の外国人の現状とそれに対する取り組みについて分かりやすく教えていただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。